

### 第3期岐阜県医療費適正化計画（案）の概要

岐阜県医療費適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき、同法第8条による医療費適正化に関する施策についての基本的な方針を踏まえ、県民の健康の増進及び医療の効率的な提供を実現するための目標と対策を定めるものである。

第2期が平成29年度で終期を迎えるが、引き続き県民の健康増進や医療の効率的な提供の推進を進めながら医療費の適正化に取り組む必要があることから、平成30年度を始期とする第3期岐阜県医療費適正化計画を策定する。

#### ○基本理念

「県民の健康づくり」と「医療の効率的な提供」により、高齢者を中心とした医療費の伸びの適正化に取り組むことで、将来にわたって持続可能な医療提供体制の確保を図る。

#### ○計画期間

6年間（平成30年度～平成35年度）。 （暫定評価35年度、実績評価36年度）

#### ○目標

##### ①県民の健康の保持の推進

###### 《目標》

- 特定健康診査の実施率 70%以上
- 特定保健指導の実施率 45%以上
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。） 25.0%以上減少 ※H20年度比
- 喫煙する者の割合 （男性）16%以下 （女性）6%以下
- 受動喫煙の機会の減少 場面ごとに設定
- 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少 15%以上減少 ※H26年度比
- 糖尿病が強く疑われる者の割合の減少 10%以上減少 ※H26年度比

##### ②医療の効率的な提供の推進

###### 《目標》

- 後発医薬品の使用割合 80%以上

○…国基本方針において示された数値目標。 ●…県が独自に設定した数値目標。

## ○施策及び主な取組み

※保健医療計画及びヘルスプランぎふ２１、がん対策推進計画、高齢者安心計画、国民健康保険運営方針の内容と調和を図りながら進める。

### 県民の健康の保持の推進

#### (１) 特定健康診査・特定保健指導の効果的な推進

##### ア 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための支援

- 特定健康診査・特定保健指導に関する情報の収集・提供。
- 特定健康診査・特定保健指導の受診啓発。

##### イ 効果的な特定健康診査・特定保健指導のための支援

- 特定健康診査・特定保健指導結果データ及び医療費の分析の実施。
- 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成。

#### (２) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

##### ア 糖尿病合併症の発症予防と重症化予防

- 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」による医療保険者と医療機関の連携による未受診者、治療中断者、ハイリスク者への保健指導の実施、医科歯科連携による受診勧奨。

##### イ 生活習慣の改善の推進

- 食生活・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、アルコール、歯・口腔の健康に着目した生活習慣の改善に関する普及啓発。

#### (３) たばこ対策、予防接種、その他予防・健康づくりの推進

##### ア たばこ対策の推進

- 受動喫煙防止対策の推進、喫煙者への保健指導の充実。

##### イ 予防接種の推進

- 保健・医療の指導にあたる者への研修等を通じたワクチンに関する正しい知識の普及。

##### ウ 特定健康診査以外の健診・検診等の推進

- がん検診受診率向上対策  
かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施。
- がん検診の精度向上  
「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいたがん検診の推進。
- その他の健診・検査の受診率向上対策等  
定期的な歯のセルフチェックや歯科健診の更なる啓発。

## 医療の効率的な提供の推進

### (4) 後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進

#### ア 後発医薬品の使用の促進

○岐阜県後発医薬品安心使用協議会を通じた県民向けの後発医薬品に関する啓発、保険者による自己負担差額通知を含めた医療費通知の促進。

#### イ 医薬品の適正使用の推進

○くすりの安全使用教室など消費者向け講習会の開催やお薬手帳の活用等を通じた適正使用のための正しい知識の普及の推進、かかりつけ薬剤師・薬局の普及。

### (5) 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステム構築の推進

#### ア 病床機能の分化・連携の推進

○疾病や事業ごとに医療機関の機能分化と連携体制の構築。

#### イ 地域包括ケアシステムの深化・推進

○在宅医療と介護の連携体制の構築、入退院時における医療・介護間の連携強化、在宅医療を担う医師及び（訪問）看護師の確保、高齢者の口腔ケアの推進。

### (6) その他医療費適正化の取組み

#### ア 適正受診・診療の促進

○市町村の担当者及びレセプト点検専門員に対する専門的な知識の向上に係る研修の実施。

○保険医療機関等に対する診療報酬の請求等に関する指導。

#### イ その他

○保険者協議会等を通じた、保険者及び医療関係団体等の関係者との連携・協力。

## ○医療費の将来見通しと取組みの効果（平成 35 年度の総医療費推計）

・平成 35 年度における本県の総医療費 約 7, 5 9 9 億円

・適正化に取り組んだ場合の効果額 約 1 2 1 億円

※医療費の将来見通し額及び適正化効果額は、厚生労働省提示の推計式により算出。